

○議長（茅沼隆文）

日程第2 議案第42号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。地域別最低賃金の改定に伴い、徴収嘱託員の報酬のうち時間額を引き上げることとしたいので、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第42号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年10月9日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、今回提出させていただいております内容について御説明をいたします。

町の非常勤職員であります、徴収嘱託員の報酬につきましては、時間額及び徴収割をもって報酬が構成されております。

このうち、時間額につきましては、一般事務を執り行います、非常勤職員の賃金と同じ性格の時間単価として設定をしております。神奈川県では、本年10月1日付で、県下の最低賃金を956円から983円へ、27円増額改正しております。これに伴いまして、町の徴収嘱託員報酬も本年の10月以降に発生する時間額について、単価の見直しを図りたいため、条例改正をお諮りするものでございます。なお、見直し後の時間額は、町の非常勤職員の一般事務員の賃金単価と同額となります。

別表の45で、徴収嘱託員の報酬をお示ししておりますが、改正後の時間額で1,000円、改正前では980円ございました。改正にあたりまして、20円を増額しようとするものでございます。

それでは、1ページ、おめくりください。

改正する条例案を朗読いたします。

開成町条例第 号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を、改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

こちら、別表の中の第45号になります。改正後の欄の下線部分、時間額1,000円でございます。これが改正前では時間額980円ございました。

それでは、附則でございます。この条例は公布の日から施行し、改正後の開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成30年10月1日から適用する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

4番、前田議員。

○番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

報酬額という視点から1点質問いたします。

報酬額については、時間額と徴収額という形で報酬額が設定されているわけですが、時間額を検討するにあたって、それに大きく影響しております徴収額についての検討がなされたのか、なされないのか、その辺について御説明ください。

○議長（茅沼隆文）

税務窓口課長

○税務窓口課長（遠藤直紀）

こちら、今回に関しまして、上程をさせていただいている内容として、時間の部分で、県の改定があったということに、その部分を見てここは改めないといけないという部分で検討したところですので、徴収額をこれをどうかというようなところは合わせての検討は行ってございません。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。

町民サービス部長

○町民サービス部長（鳥海仁史）

今回の時間単価の見直しに関しましては、県のほうの時間単価、最低賃金の時間単価が983円になってございます。これにつきましては、この金額よりも町の時間単価のほうが上回っているということであれば、今回の改正までの必要性はなかったかと考えますが、今回、町が現在定めております、時間単価980円を、県の時間単価が上回ったものですから、改めてここでの御審議をいただきたいということで上程させていただきました。

なお、徴収割につきましては、税務窓口課長のほうで御答弁させていただいております。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問はございますか。

(「なし」という者多数)

○議長(茅沼隆文)

質問がないようですので、質疑を終了し続いて討論を行いますが、討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(茅沼隆文)

討論もないようですので、採決を行います。

議案第42号開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(茅沼隆文)

着席ください。起立全員によって、可決されました。